

令和4年大口町教育委員会3月定例会議

令和4年 3月15日

午前11時30分開議

大口町中央公民館 2階 C会議室

議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 議 題

議案第5号 大口町学校給食に係る給食費取扱要綱の制定について

日程第4 連絡・報告事項

(1) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

(2) 大口町教職員の人事異動について

日程第5 その他

出席者

教 育 長 長 屋 孝 成

教育長職務代理者 水 谷 恵 子

委 員 丹 羽 茂 文

委 員 鈴 村 由 布 子

委 員 舟 橋 由 治

説明のため出席した者

生涯教育部長兼
町史編さん室長 社 本 寛

学校 教育 課 長 松 井 宏 之
学校給食センター

学校教育課長補佐 兼 松 昌 史
生涯学習課長 丹 羽 武 弘
町史編さん室主幹
兼町史編さん室次長 木 浪 浩 行

主幹兼所長 丹 羽 清 人
図書館主幹兼
図書館長 鈴 木 加 代 子

◎開会

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年大口町教育委員会3月定例会を開会します。

本日の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
なお、傍聴人はございません。

(午前11時31分)

◎日程第1 教育長報告

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長 日程第1、教育長報告をお願いします。

○長屋教育長 それでは、改めましてこんにちは。

ただいま10時から丹葉地方教育事務協議会のほうを終えて、資料を頂いたりして帰ってきました。

先般からそんなに日にちがないわけですがけれども、委員さんのお手元に資料を2つまず準備させていただきました。

1つは、大口中学校の今年卒業していく子たちが校庭に植樹、記念樹を植えたということの記事。

それからもう一つは、今年度、本当にタブレットの活用が随分進んできたわけですが、大口中学校のほうでシンガポールの高校生、ハイスクールの子たちと、日本語と英語の勉強ということで、日本の子は英語の勉強、シンガポールの子は日本語を学んでいる子たちが日本語でということ、中学校1年生と2年生が交流を深めたという記事であります。

それからもう一つは、大口中学校の2年生が感想文コンクールに出て愛知県で1番の賞を取ったということで、町長の表敬訪問がありましたので、その資料です。何か読んで本当にこれ中学校2年生の子が書く文章かなと思いつつながら、感心しながら読んだわけですし、また後ほど目を通していただければいいかなということを思います。

それから、小学校と中学校の連絡が円滑にということで、今年もONEDAY大中生というのをやっておりましたけれども、その中身もですけれども、地域の会社の企業がまた支援をしていただきまして、バスの手配等をしていただき、円滑に終えることができました。

それから、コロナの感染状況ではありますが、2月から今日に至るまで本当に学校のほうも冷や冷やしながら学校を再開してきました。その都度、学校のほうから危ないときには報告が上がってきまして、学校教育課と学校とが状況を見極めまして、何とか今日まで学校を閉鎖することなく続くことができまして、あと今週の末が卒業式でありますし、来週の中頃で年度が終わるということですので、あと僅かな期間何とか、愛知県も今やや高止まりから減少傾向、そ

してまん延防止等重点措置の期間がもうすぐ切れますが、いい方向に行くんじゃないかなということを楽しみながら学校教育を進められている状況であります。

今日、このような半端な時間でありませうけれど、どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長 ありがとうございます。

それでは、日程第2以降は、教育長の取り回しでお願いします。よろしくお願ひいたします。

◎日程第2 議事録署名者の指名

○長屋教育長 それでは、日程第2、議事録署名者の指名を行います。

議事録署名者には、水谷恵子教育長職務代理者と鈴木由布子委員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。

◎日程第3 議 題

議案第5号 大口町学校給食に係る給食費取扱要綱の制定について

○長屋教育長 続きまして、日程第3、議案第5号 大口町学校給食に係る給食費取扱要綱の制定について、事務局、お願いします。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 議案第5号 大口町学校給食に係る給食費取扱要綱の制定について。

大口町学校給食に係る給食費取扱要綱を別紙のように定めるものとする。令和4年3月15日提出。大口町教育委員会教育長 長屋孝成。

提案理由、この案を提出するのは、学校給食法第3条第1項に規定する学校給食の実施に関し、必要な事項を定める要綱を制定するため必要があるからである。

大口町学校給食に係る給食費取扱要綱。

目的、第1条、この要綱は、学校給食法第3条第1項に規定する学校給食の実施に関し、必要な事項を定めることを目的といたします。

定義は飛ばしまして、学校給食の申込み、第3条の学校給食の申込みについてでございますが、今回新規で保護者の方に、義務教育中の町内の小・中学校へ通った場合、1回のみのお願ひ書の提出をお願いするものでございます。

給食費、第4条は、第1項では、給食費は月額とし、その月の給食実施日数に第3項に規定する給食費の1食単価を乗じて得た額と規定いたします。

第2項で、給食の1食単価は、令和4年4月から、小学校では270円、中学校では310円といたします。

3項では、大口町は学校給食の半額助成を実施しておりますので、給食費の1食単価を規定し、児童は135円、小学校教職員は270円、生徒は155円、中学校教職員、給食センター職員等は310円としております。

続いて、学校給食の欠食でございますが、第5条では入院、インフルエンザ等での欠食について規定をしておりますが、給食を受けない3日前まで、に学校長に申し出て、2日前の午前中に学校長より連絡が入り、牛乳、パン、御飯を全体の食数から減らします。

第6条、牛乳提供の中止等でございますが、牛乳を乳アレルギー等で飲むことができない児童・生徒の対応といたしまして、減額制度を新設いたします。乳アレルギー等で医師から牛乳の飲用が不可と診断された方について、申請により1本当たり、令和4年度は参考で約56円でございますので、半額分の28円を減額いたします。

第7条につきましては、学校給食の再開等について規定をしております。再開をする場合は、希望する前月の15日までに申込書を提出することで翌月から再開をいたします。児童・生徒が町外の小学校及び中学校へ転校するときは、その日をもって適用を終わります。

第8条は、学校給食の実績報告書の提出についてを規定しております。

第9条は、学校給食費の請求について。

第10条は、給食費の納入についてを規定しております。

施行日は、令和4年4月1日から施行いたします。

準備期間といたしまして、第3条の学校給食の申込み及び第6条の牛乳提供の中止等の申込みは、この要綱の施行の日前においても行うことができることといたします。現在、4月からの給食に間に合わせるために在校生に対しまして、3月17日締切りで申込書の提出を保護者にお願いしている状況でございます。

様式1を御覧いただきたいと思っております。

様式1は、第3条及び第6条の関係で、学校給食申込書となります。ほとんどの児童・生徒につきましては、学校給食の申込みの欄にレ点を記入していただいで提出をお願いするものがございます。

乳アレルギーのほかに乳糖不耐症の児童・生徒につきましては、医師の診断書を添付することを備考欄に記入してございます。

乳アレルギーの児童・生徒につきましては、学校に生活管理指導票、アレルギー疾患用の用紙に医師の意見が記入してございますので、その書類が学校に提出済みでございますので、申込書のみ提出になります。

備考の3つ目でございますが、大口町立の学校に在学中、その内容を継続する旨の記載をしております。

続きまして、様式2については、牛乳の提供中止決定通知書になりまして、保護者宛てに牛乳の提供中止決定を通知いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひしたいと思います。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりましたが、何か御質問等ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○水谷教育長職務代理者 備考の3番の大口町立学校に在学中、その内容を継続しますとあるんですが、小学校から中学校に上がられるときも申し送り等の書類のやり取りで継続していただけるということですか。

○長屋教育長 事務局。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 はい、そのようにさせていただきます。

○水谷教育長職務代理者 ありがとうございます。

○丹羽学校給食センター主幹兼所長 学校給食センターで保管しますので、その年度ごとに積み上げていきます。

それで、私立中学校へ行かれた場合は、情報を破棄させていただくということで、受験で私立中学校へ行かれる方については、一定の期間を置いて破棄をさせていただきます。

○水谷教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございます。

○長屋教育長 そのほか。

よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、議案第5号を採決したいと思います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしと認めます。よって、本案は可決しました。ありがとうございます。

◎日程第4 連絡・報告事項

○長屋教育長 それでは次に、日程第4、連絡・報告事項に入ります。

まず1点目、大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、事務局、お願いします。

○松井学校教育課長 それでは、失礼します。

資料のほうを御覧ください。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてでございます。

使用許可案件でございます。

1 番の申請者、ルミナスクラブNPO法人アスペ・エルデの会尾張支部、代表者 三村芳美。許可年月日、令和4年3月14日。事業名が、令和4年度アスペ・エルデの会“発達障がい理解啓発セミナー”。

2 番目の申請者、大縣神社夏祭実行委員会、会長 河村正幸。許可年月日、令和4年3月14日。事業名、第52回八ツ八祭献書展でございます。

2 件とも以前申請がありまして、使用許可を出しております。

2 番の実績報告です。

1 番の申請者、愛知江南短期大学、学長 伊藤由香。許可年月日は令和3年6月11日。実施日が令和3年10月から令和4年2月まで。事業名が、令和3年度後期オープンカレッジ。

2 番目の申請者、笠沙アートフェスティバル in 南さつま実行委員会、特別顧問 黒瀬道則。許可年月日、令和3年7月14日。実施日が11月10日。事業名が、笠沙アートフェスティバル in 南さつま第23回南さつま児童生徒美術展。

3 つ目の申請者、丹羽ライオンズクラブ、会長 松尾孝次。許可年月日、令和3年8月4日。実施日が令和4年1月15日。事業名が、「初めての献血」の推進事業。

以上、3 件の実績報告がありました。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告については以上でございます。

○長屋教育長 ありがとうございます。

この件、よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは次に、2 点目、大口町教職員の人事異動についてということで、先ほど内示がありました。

丹羽委員と舟橋委員に先ほど資料をお渡ししましたが、この案件につきましては2月22日に開催した教育委員会2月定例会で人事内申案を御承認いただきました。早速、尾張教育事務所を通しまして愛知県教育委員会に人事内申をしたわけですが、お手元の資料は本日の内示でございます。これにつきましては、既に承認された内示案に基づいた内示でありますので、よろしく申し上げます。

なお、説明資料といえますか、先ほどもらってきた資料の中で管理職人事、それから一般職員の人事異動に係る概要ということで資料をお渡ししましたので、また後で見ただけであればいいかなと思いますが、管理職についてですが、校長については、丹葉、今年度、12名の退職がありまして、それを完全新任者10名と、それから切替え新任者2名で充てたということですし、教頭につきましては、退職者が8名ありまして、それに対して完全新任者15名で、この8名、12名を充てていくということでもあります。

それから、主幹教諭につきましては、大口中学校と、それから布袋中学校、次年度で3年目、最後の配置ということになります。

それから、定期人事異動の一般教諭につきましては、ちょっと細かい数字がいっぱい出ておりますけれども、とりわけ新卒についての今年度は、新規採用者につきましては48名ということで、昨年度に比べて4名プラスということで、来年度の陣容が決まりました。

以上ですが、何か御質問ございましたら。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ありがとうございます。

◎日程第5 その他

○長屋教育長 では続きまして、日程第5 その他ということで、事務局、何かありますか。

○松井学校教育課長 事務局のほうはありません。

○長屋教育長 委員さんのほうから何かございましたら。

よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ないようですので、事務局のほうにお返しします。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長 ありがとうございます。

では、以上をもちまして3月の大口町教育委員会定例会を終わりたいと思います。

(午前11時50分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員